公益財団法人山形県市町村振興協会
令和４年度市町村交付金交付事務要領

Ⅰ　市町村交付金交付事務の流れ

市町村交付金交付事務については、別紙１の「公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金交付細則」に基づき、以下（１）～（４）により事務をすすめてくださるようお願いします。

（１）本年度は、別紙２「交付額一覧表」のとおり市町村への交付額が決定しましたので、様式第１号（市町村交付金決定通知書）を送付しました。

（２）上記通知書に基づき、別添様式第２号（市町村交付金支払申請書)、様式第３号（事業計画書）を様式第１号(市町村交付金決定通知書)に記載の支払申請期日までに提出してくださるようお願いします。

（３）様式第１号(市町村交付金決定通知書)に記載の交付日に、貴市町村が指定された口座に交付金をお振込みします。

（４）<u>今年度交付された交付金の事業実績報告につきましては、事業終了後すみやかに提出くださるようお願いします。</u>

Ⅱ　当協会提出書類に記入する際の注意事項

市町村交付金を受ける市町村が当協会あて提出すべき書類は様式第２号、第３号及び第４号の３種類です。以下の注意事項に十分配慮のうえ提出してくださるようお願いします。

１　様式第２号（市町村交付金支払申請書）について

（１）１の「支払申請金額」は、様式第１号（市町村交付金決定通知書）の「交付決定額」と一致します。

（２）２の「振込先金融機関」は、略さず正確に記入願います。
なお、振込先金融機関は、銀行以外(農協等)でも差し支えありません。

２　様式第３号（事業計画書）について

（１）交付金を充当しようとする事業は、今年度実施または翌年度実施予定のソフト事業（地方財政法第３２条に規定する事業※）に限ります。

（２）交付金を充当しようとする事業の事業種目の右欄に、事業費（事業が複数年にわたる場合は、当該交付金を充当する年度の事業費）並びに当該事業に充当する交付金の金額を記入願います。

また、交付金を充当しようとする事業が公共事業である場合は、下欄の「公共事業」の欄に具体的事業名を記入のうえ、事業費並びに充当する交付金の金額を記入願います。

（３）交付金を充当しようとする事業は、複数でも差し支えありません。また、同一の事業種目で複数の事業に充当する場合は、その合計金額を記入願います。

（４）「うち交付金」の合計金額は、様式第１号（市町村交付金決定通知書）に記載の「交付決定額」と一致します。

※「２．総務省令で定める事業」の二「地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業」については、現在該当事業がないことから、様式から除いております。

３　様式第４号（事業実績報告書）について

（１）１の「交付金額」には今年度交付金の金額を、２の「使途」には当該交付金を充当したすべての事業について記入願います。

（２）交付金を充当した事業で、すでに終了している事業については最終の事業実績報告書を、翌年度以降も継続する事業については翌年度末までの事業実績報告書をそれぞれ添付願います。

（３）２の「使途」の欄中、「事業種目」には様式第４号別紙「地方財政法第３２条に規定する事業」の各事業※から選択して事業番号を記入してください。なお、同一の事業種目で複数の事業に充当した場合は、それぞれの事業名と充当金額を記入願います。

（４）翌年度の事業に交付金を充当する場合は、２の「使途」欄にその事業の事業種目番号、事業名（具体的に決まっていない場合は記入不要）を記入し、「充当額」欄にはその事業への交付金の充当予定額を記入し、（　　）を付してください。

※事業３「地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業」については、現在該当事業がないことから、選択しないでください。

Ⅲ　その他

当協会提出書類の各様式については、当協会ホームページよりダウンロードしていただきますようお願いします。

当協会ホームページ URL　https://www.yamagata-shinko.or.jp

トップページ＞協会の事業＞申請書等ダウンロード

山形県市町村振興協会事務局
担当：主幹　鷹野　哲也
〒990-0023 山形市松波四丁目１－１５
山形県自治会館内
TEL 023-631-0784
FAX 023-641-3434
Email　y-mayors@alpha.ocn.ne.jp

【別紙１】

公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金交付細則

平成２５年１２月２７日

（趣　　旨）

第１条　この細則は、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）第９条の規定に基づき、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位)

第２条　市町村交付金の単位は、円単位とする。

（交付金の交付時期）

第３条　協会は、市町村交付金を当該年度の３月３１日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第４条　協会は、交付金額を決定したときは、様式第１号の市町村交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第５条　前条の通知を受けた市町村は、様式第２号の市町村交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第６条　前条の支払申請に際しては、市町村は様式第３号の事業計画書により市町村交付金を充当する事業の計画を提出するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第７条　規程第８条に規定する市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた翌年度の３月３１日までに、市町村交付金の使途について、様式第４号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附　　則

この細則は、平成２５年１２月２７日から施行する。

様式第１号

山 振 協 第　　号
令和　　年　　月　　日

様

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長　　㊞

市町村交付金決定通知書

令和　　年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金を本協会市町村交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付年月日　　令和　　年　　月　　日

３　留 意 事 項

（１）この交付金の対象となる事業は地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 32 条に規定する事業であること（別紙参照)。

（２）交付金の支払申請等の事務手続きは、市町村交付金交付細則によること。

（３）この交付金の支払申請は、令和　　年　　月　　日までに行うこと。

別　紙

地方財政法第 32 条に規定する事業

１．事　業

⑴　公共事業

⑵　公益の増進を目的とする事業で地方財政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

２．総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第一号については令和 9 年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和 6 年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和 5 年度までの間に、第十一号については令和 4 年度までの間に行われるものとする。

一　国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

二　地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

三　地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

四　衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

五　美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

六　大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

七　地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

八　特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

九　地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

十　地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

十一　令和 4 年に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長　　様

職 氏名　　㊞

市町村交付金支払申請書

令和　　年　　月　　日山振協第　　号で通知のあった令和　　年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金について、市町村交付金交付細則第５条の規定に基づき、下記のとおり支払を申請します。

記

１．支払申請金額　　円

２．振込先金融機関

金融機関名

預金種目　　普通・その他（　　）

口座番号

名 義 人

様式第３号

第　　号
年　　月　　日

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長　　様

職 氏名　　㊞

事　業　計　画　書

令和　　年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金を充当する事業の計画を市町村交付金交付細則第６条の規定に基づき、提出します。

（単位：円）

事　業　種　目	事　　業　　費	
		うち交付金
国際化の推進に係る事業		
人口の高齢化、少子化等に係る事業		
情報化に係る事業		
芸術・文化の振興に係る事業		
災害対策及び災害の予防に係る事業		
地域経済の活性化に係る事業		
社会貢献活動に係る事業		
環境の保全及び創造に係る事業		
地域における調査研究並びに人材の育成に係る事業		
ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業		
公共事業 （　　）		
計		

（注）公共事業の欄の（　）内には、事業名をご記入ください。

様式第４号

第　　号
年　　月　　日

公益財団法人山形県市町村振興協会
理事長　　様

職 氏名　　㊞

事 業 実 績 報 告 書

令和　　年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金の使途について、市町村交付金交付細則第７条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．交 付 金 額　　円

２．使　　途

事業種目	事　業　名	充　当　額
		円
		円

（注）　事業種目については、別紙２の「地方財政法第 32 条に規定する事業」の 12 項目から選択して事業番号を記入してください。

別　紙　２

地方財政法第３２条に規定する事業

公共事業

（事業　１）　公共事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

（事業　２）　国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

（事業　３）　地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

（事業　４）　地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

（事業　５）　衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

（事業　６）　美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

（事業　７）　大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業

（事業　８）　地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

（事業　９）　特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

（事業　10）　地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

（事業　11）　地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

（事業　12）　令和４年に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業

【別紙2】

令和4年度公益財団法人山形県市町村振興協会市町村交付金交付額一覧表

1　全国発売実績額　38,287,597,700 円
2　山形県発売実績額　252,258,500 円
3　令和4年度交付対象額　166,096,066 円
4　市町村別交付割合　均等割　30%、人口割　70%
5　市町村別交付額　（単位：円）

市町村	人口（人）	均等割分	人口割分	計
山形市	247,590	1,423,680	26,953,075	28,376,755
米沢市	81,252	1,423,680	8,845,233	10,268,913
鶴岡市	122,347	1,423,680	13,318,906	14,742,586
酒田市	100,273	1,423,680	10,915,892	12,339,572
新庄市	34,432	1,423,680	3,748,327	5,172,007
寒河江市	40,189	1,423,680	4,375,044	5,798,724
上山市	29,110	1,423,680	3,168,965	4,592,645
村山市	22,516	1,423,680	2,451,131	3,874,811
長井市	26,543	1,423,680	2,889,517	4,313,197
天童市	62,140	1,423,680	6,764,668	8,188,348
東根市	47,682	1,423,680	5,190,745	6,614,425
尾花沢市	14,971	1,423,680	1,629,769	3,053,449
南陽市	30,420	1,423,680	3,311,574	4,735,254
市計	859,465	18,507,840	93,562,846	112,070,686
山辺町	13,725	1,423,680	1,494,127	2,917,807
中山町	10,746	1,423,680	1,169,828	2,593,508
河北町	17,641	1,423,680	1,920,430	3,344,110
西川町	4,956	1,423,680	539,519	1,963,199
朝日町	6,366	1,423,680	693,014	2,116,694
大江町	7,646	1,423,680	832,357	2,256,037
大石田町	6,577	1,423,680	715,983	2,139,663
金山町	5,071	1,423,680	552,038	1,975,718
最上町	8,080	1,423,680	879,603	2,303,283
舟形町	5,007	1,423,680	545,071	1,968,751
真室川町	7,203	1,423,680	784,131	2,207,811
大蔵村	3,028	1,423,680	329,633	1,753,313
鮭川村	3,902	1,423,680	424,778	1,848,458
戸沢村	4,199	1,423,680	457,110	1,880,790
高畠町	22,463	1,423,680	2,445,361	3,869,041
川西町	14,558	1,423,680	1,584,809	3,008,489
小国町	7,107	1,423,680	773,680	2,197,360
白鷹町	12,890	1,423,680	1,403,228	2,826,908
飯豊町	6,613	1,423,680	719,903	2,143,583
庄内町	20,151	1,423,680	2,193,673	3,617,353
三川町	7,601	1,423,680	827,458	2,251,138
遊佐町	13,032	1,423,680	1,418,686	2,842,366
町村計	208,562	31,320,960	22,704,420	54,025,380
合計	1,068,027	49,828,800	116,267,266	166,096,066

注（1）「発売実績額」は、令和4年度「ハロウィンジャンボ」「ハロウィンジャンボミニ」「クイックワン9月発売回号分(第16,17,18,19,20回)」の発売実績額の合計額である。
（2）人口は令和2年10月1日国調（確定値）による。
（3）令和4年度の交付対象額の内訳は次のとおりである。（単位：円）

令和4年度山形県交付金（令和4年度ハロウィンジャンボ収益金配分額）	116,926,768
〃　（令和4年度ハロウィンジャンボミニ収益金配分額）	39,515,224
〃　（令和3年度ハロウィンジャンボ時効金配分額）	3,735,104
〃　（令和3年度ハロウィンジャンボミニ時効金配分額）	1,626,341
〃　（令和4年度クイックワン第16回収益金配分額）	2,025,571
〃　（令和4年度クイックワン第17回収益金配分額）	1,222,134
〃　（令和4年度クイックワン第18回収益金配分額）	667,649
〃　（令和4年度クイックワン第19回収益金配分額）	201,051
〃　（令和4年度クイックワン第20回収益金配分額）	176,224
計（令和4年度交付対象額）	166,096,066